

宇和島市 パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

パートナーや大切な人を

家族として届出できます



どんな性別でも ソジーでも大丈夫

届出する人の戸籍の性別や
ソジーは問いません。
パートナー・家族として暮らす
お二人ならば
どなたでも届出できます。

子ども、親なども 含めて証明します

お二人に加えて、
子どもや親なども家族である
届出があったことを証明します。



困りごとの解消へ つなげます

家族であることを証明でき、
事情の説明や
関係性の証明がしやすくなります。
市は、市民や事業者への
周知・啓発に取り組みます。

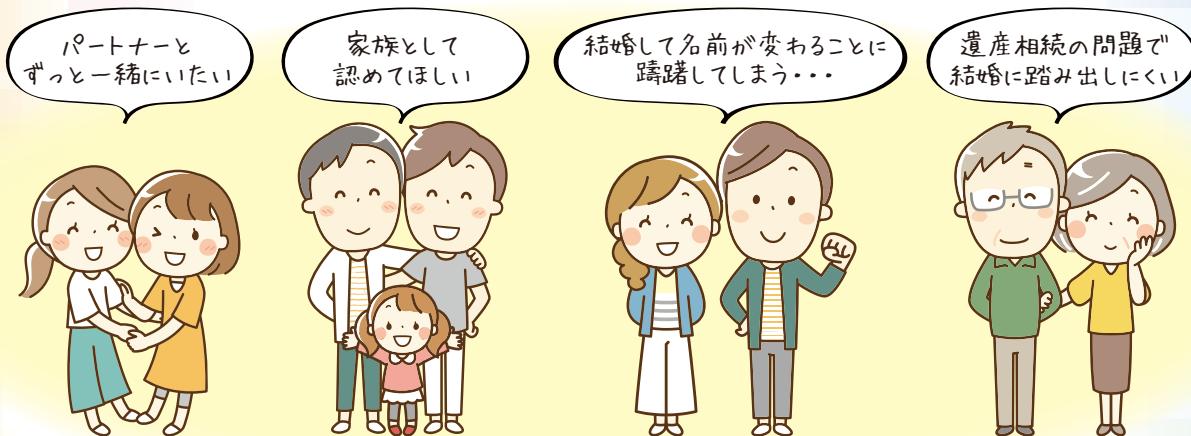
ソジー(SOGLIE)とは:

性別には、生まれたときのからだの特徴のほかに、大切な3つの要素があります。
この性の要素のことを、英語の頭文字を取ってソジーといいます。
ソジーはすべての人が持つ性の要素で、一人ひとり違います。

- ①好きになる性(どんな性別の人に好きになるか、ならないか:Sexual Orientation)
- ②思う・感じる性(自分自身をどんな性別だと感じるか:Gender Identity)
- ③あらわす性(どんな服を着て、どんな髪形にするか、自分を何と呼ぶかなど:Gender Expression)

宇和島市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度

宇和島市では、ソジーに関わらず、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える社会の実現を目指しています。パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、人生のパートナーや大切な人を「家族」として届け出たことを、市が証明する制度です。



婚姻しない・できないなど、「家族の関係」を示しづらいお二人が対象です

届出できる方

次のすべての項目に該当する方

- ① 年齢 18歳以上(民法第4条)
- ② 住所 いずれかが本市に住所を有する
(または転入を予定している)
- ③ 配偶者の有無 ともに配偶者がいない
- ④ ほかの人とパートナーシップ
又はファミリーシップにない
- ⑤ 双方が近親者でない

届出者の戸籍上の性別やソジーは問いません

届出について

必要書類を揃えて届出(郵送可)

↓
書類審査・受理

↓
届出受理証明書を交付
という流れになります。

書類審査には数日のお時間を頂きます。
届出・交付は郵送でも可能ですが、届出・交付のどちらかは本人確認のため原則お二人で来庁していただきます。15歳未満のお子さんについて、「近親者に関する届出」を提出する場合は、お子さんも一緒に来庁をお願いします。

宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 届出受理証明書

お二人の名前



この受理証明書の提示を受けられた方へ

宇和島市では、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える社会の実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しております。

当方の運営において、性別や性別に対する差別の存在、性自認、性選択、性愛の尊重などを確実に実現しております。

また、この制度を実施する目的の由来や性別、性自認、性選択、性愛に対する尊重などを明確に示すために、個人の性を定義しないでください。

お名前

戸籍上の氏名

【特記事項】 戸籍上の氏名:
(外国籍の方は在留カードの氏名)
近親者等の氏名:
【緊急連絡先】(自由記載)
※緊急連絡先をご記入いただく際は、必ず油性ペンをご使用ください。

戸籍上の氏名 子ども、親など
近親者の氏名

事前相談をオススメします!
お問い合わせはコチラ↓↓↓



届出に必要な書類など手続きの詳細は
市ホームページ内の人権啓発課の
「パートナーシップ・
ファミリーシップ制度ガイドブック」を
ご確認ください。

宇和島市教育委員会人権啓発課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

TEL:0895-49-7034

FAX:0895-22-5058



ココロまじわうトコロ
Hearts meet

宇和島